

医 事 施 設 一 覧

令和7年11月30日現在

種別	診療所	医療法第7条第1項又は第8条に基づく診療所	歯科技工所	歯科技工士法第21条に基づく歯科技工所
	歯科診療所	医療法第7条第1項又は第8条に基づく診療所のうち、歯科系科目のみを標榜する施設	施術所①	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2に基づく施術所
	助産所	医療法第7条第1項又は第8条に基づく助産所	施術所②	柔道整復師法第19条に基づく施術所

略 称

診療科目

医療機関情報公開リスト(追加分)

令和 7年11月届出分

1 / 1 頁

※注1 科目における「アマ、鍼、灸」はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所、「柔整」は柔道整復師法に基づく施術所

*注2 管理者が空欄などと書いてある施設は、設置を定める各法律で管理者を必要としていません。